

総合評価方式に係る入札説明書

下記案件の入札を総合評価方式によって実施するにあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、埼玉県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年埼玉県条例第115号）、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）、埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）及び本件調達に係る入札公告のほか、本件調達に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

入札に参加する意向がある場合、下記により資料を作成し、提出すること。資料を提出せずに行った入札は、無効とする。

記

1 案件の概要

(1) 案件名

情報連携プラットフォーム整備計画策定業務委託

(2) 履行場所

埼玉県企画財政部行政・デジタル改革課長が指定する場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

2 入札スケジュール

日 程	内 容
4月22日（金）	入札説明書の配布開始（公告日）
4月28日（木）午前10時	入札説明会
5月10日（火）午後5時	入札説明書等に関する質問受付期限
5月13日（金）午後5時	入札説明書等に関する質問回答
5月17日（火）午後5時	入札参加資格確認申請書の提出期限
5月20日（金）午後5時	入札参加資格審査結果の通知
6月1日（水）午後5時	提案書等の提出期限（電子メール）
6月1日（水）午後5時	入札書等の提出期限（郵送）
6月2日（木）午前10時	入札書等の提出期限（持参）
6月2日（木）午前10時30分	入札書等の提出期限（電子入札）
6月2日（木）午前11時	入札書開札
6月6日（月）～10日（金）予定	提案書審査（参加者プレゼンテーション）

3 入札参加資格

本件の入札参加者は以下の条件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) I SMS 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

4 総合評価に関する事項

(1) 評価基準

提案書等の記載内容及びプレゼンテーション審査により確認して評価する。

評価項目については、別紙1「技術評価項目書」を参照すること。提出資料（該当する様式及び添付資料）に不備のあった評価項目は、加点対象外となる。

(2) 評価値の算出方法

総合評価は、技術点と価格点を足し合わせた、評価値により行う。技術点は、(1)の評価によって得られた得点の合計値とする。

$$\text{評価値} = \text{技術点} + \text{価格点}$$

※技術点は各審査委員が別紙1「技術評価項目書」に従って評価した点数の平均値を採用し、小数点第二位を四捨五入する。

※価格点は以下の式で算出し、小数点第二位を四捨五入する。価格には消費税を含まない。

$$\text{価格点} = 500 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

(3) 審査委員会

本件に係る落札者を決定するに当たり、提案書等を公正に審査し、落札者の決定を審議するため、「総合評価審査委員会」を設置する。

5 入札参加資格の確認申請

- (1) 本件入札に参加できる者は、下記(3)の申請を行い、本件入札に係る参加資格の確認を得た者に限るものとする。
- (2) 3(2)に定める入札参加資格のない者で入札を希望する者は、あらかじめ埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他登録に必要な書類を令和4年5月6日(金)までに下記へ提出すること。
なお、令和4年6月2日(木)時点で「物品等競争入札参加資格者名簿」に登録されなかった場合は、本調達への参加資格を失うものとする。

(書類提出先)

埼玉県総務部入札審査課審査担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

電話 048-830-5775 (直通)

- (3) 入札参加者は、様式1「一般競争入札参加資格確認申請連絡票」(以下「確認連絡票」という。)のほか、添付書類を令和4年5月17日(火)午後5時までに提出すること。

(提出方法)

ア 埼玉県電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)を利用する場合

(ア) 電子入札システム上で確認申請し、確認連絡票を添付すること。

(イ) 他の添付書類を18(4)の場所に郵送もしくは持参すること。

(ウ) 郵送する場合は書留郵便とし、上記の期限内に必着とすること。

イ 電子入札システムを利用しない場合(電子入札システムの利用者登録を行っていない等、電子入札システムにより難しい場合に限る。)

(ア) 確認連絡票、様式2「紙入札(見積)参加承認申請書」及び他の必要書類を18(4)の場所に郵送し、又は持参すること。

(イ) 郵送する場合は書留郵便とし、上記の期限内に必着とすること。

- (4) 入札参加資格の確認結果は、令和4年5月20日(金)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書(以下「確認通知書」という。)により通知する。

上記(3)アの場合は電子入札システムにより、イの場合は電子メール及び郵送により通知する。

- (5) 確認通知書の交付を受けている入札参加者であっても、落札決定日において入札参加資格を満たしていない者は参加する資格を有しない。

- (6) 入札日において資格を取得していない場合は、入札に参加する資格を有しないものとする。

- (7) その他

ア 確認連絡票等を提出した者は、入札事務の担当者から、提出した書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 確認連絡票等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 入札執行者は入札参加資格の確認以外に、提出された確認連絡票等を提出者に無断で使用しない。

- エ 提出された確認連絡票等は返却しない。
- オ 提出期限日以降における確認連絡票等の差し替え及び再提出は認めない。
- カ 確認連絡票等に関する問合せ先は18（4）の担当窓口とする。

6 入札説明書等に関する質問及び回答

(1) 入札説明会

- ・日時：令和4年4月28日（木） 午前10時
- ・開催方法：Web会議（Zoom）
- ・参加申込方法：参加を希望する者は、令和4年4月27日（水）正午までに参加者名を18（4）のメールアドレスあてに提出すること。
- ・Web会議への参加URLは、当日までに申込時のメールアドレスに送付する。
- ・その他：本件入札への参加を希望する場合は必ず出席すること。

(2) 質問書の受付

入札説明書、提案要求仕様書等に関して質問がある場合は、令和4年5月10日（火）午後5時までに、電子メールにより、18（4）のメールアドレスあてに、様式3「質問書」を提出すること。電子メールの件名は「【質問書】情報連携プラットフォーム整備計画策定業務委託」とすること。

また、到達の確実を期するため、電話により着信の確認を行うこと。受付期限を過ぎた質問並びに指定する書式及び方式によらない質問は、一切受け付けない。

(3) 質問書に対する回答

令和4年5月13日（金）午後5時までに、質問書に記載されたメールアドレス宛に回答するほか、入札情報公開システム上で公表する。

7 入札保証金・契約保証金

別紙2「入札保証金について」及び別紙3「契約保証金について」を参照すること。

8 提案書等の提出

(1) 参加者は、以下により、提案書、提案サービス・製品・ライセンス一覧及びシステム導入要件対応表を作成し、提出すること。

なお、後日、提案書等を用いてプレゼンテーションを実施する予定である。

ア 提案書

(ア) 提案要求仕様書（別紙等も含む）、技術評価項目書に基づき、具体的な提案を示すこと。

(イ) 日本語で横書きに記載し、目次及びページ番号を付与すること。

(ウ) 技術評価項目書の順番に従い、その項番を付してそれぞれの項目について記述すること。項目について漏れなく記述することが提案書の

提出要件となるので留意すること。

- (エ) 提案書本編は図表等を含め40ページ以内で画面比率16:9又は4:3の1つの電子ファイル(表紙、目次は除く)とすること。また、表紙に「件名」、「社名」を記載すること。

イ 実現イメージ資料

- (ア) 技術評価項目書において、実現イメージを提示することとした項目については、画面構成や機能の実現イメージを提案すること。

- (イ) 提案書とは別ファイルで作成し、提案書と同時に提出すること。なお、実現イメージ資料は提案書のページ数に含めないものとする。

ウ 提案サービス・製品・ライセンス一覧

- (ア) 本件調達で提案するサービス・製品やそのライセンス名、オプション機能など該当する内容を別紙4「提案サービス・製品・ライセンス一覧」に記入すること。

- (イ) 提案書とは別ファイルで作成し、提案書と同時に提出すること。

エ システム導入要件対応表

- (ア) 別紙5「システム導入要件対応表」に記入すること。

- (イ) 提案書とは別ファイルで作成し、提案書と同時に提出すること。

(2) 提出期限、提出方法

令和4年6月1日(水)午後5時までに、電子メールにより、18(4)のメールアドレスあてに提出すること。電子メールの件名は「【提案書等】情報連携プラットフォーム整備計画策定業務委託」とすること。

また、到達の確実を期するため、電話により着信の確認を行うこと。

(3) ファイル形式

提案書のファイル形式は、Microsoft Office形式又はPDF形式とすること。

(4) 提案書の拘束力

採用された提案書に記載されている事項及びプレゼンテーションで説明した事項に基づき、契約締結段階において契約書の仕様書に、追加、変更又は削除を行うことがある。

提案書は契約内容の一部とし、発注者の指示により実施しない提案事項を除き、提案書にある提案事項はすべて履行確認の対象となる。受注者の責により提案事項の履行が確認できなかった場合はペナルティの対象となり、「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を行うことがある。

(5) 提案書の取扱い

入札の際に提出される書類に含まれる著作物の著作権は、入札参加者に帰属する。

ただし、提出された提案書は、すべて「埼玉県情報公開条例」に基づく情報公開の対象とする。提出された企画提案書において企業秘密に該当する部分については、その旨を明示すること。また、提案書は一切返却しないものとする。

なお、提案書の記述が特許権など日本国の法令に基づいて保護される第

三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、入札参加者が負うものとする。

9 入札書の提出

- (1) 入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、公告、入札説明書、仕様書、契約書（案）、その他の配布書類及び埼玉県電子入札総合案内を熟知の上、入札しなければならない。
- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。また、入札金額は、日本国通貨で消費税を含まない金額で表記すること。入札書提出の際には、別紙4「経費内訳書」に必要事項を入力の上、添付して提出すること。
- (3) 入札参加者等は、電子入札システムにより、入札を行わなければならない。ただし、電子入札システムの利用者登録を行っていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参も認める（4（3）イにより確認連絡票等を提出した者に限る。）。電話、電報、FAXその他の方法による入札は認めない。
- (4) 入札書の提出場所、提出期限等
 - ア 電子入札システムを利用する場合
 - (ア) 提出期限
令和4年6月2日（木）午前10時30分まで
 - (イ) 提出方法
電子入札システムから入札すること。
 - イ 郵送する場合
 - (ア) 提出期限
令和4年6月1日（水）午後5時まで
 - (イ) 提出方法
18（4）の担当窓口にて郵送の旨を連絡の上、書留郵便にて上記の期限内に必着すること。
また、必ず到着確認を行うこと。
 - ウ 持参する場合
 - (ア) 提出期限
令和4年6月2日（木）午前10時まで
 - (イ) 提出方法
18（4）の担当窓口にて持参日時を連絡の上持参すること。
- (5) 導入・運用経費内訳書
 - ア 提案要求仕様書で示した各業務要件等に基づき、必要な経費について別紙4「経費内訳書」に記入すること。
 - イ 金額は日本国通貨で、消費税抜きで表記すること。

10 入札書の提出についての留意事項

- (1) 入札参加者等は、紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合は、次の各号に掲げる事項を記載した様式4「入札書」を提出しなければならない

い。なお、代理人が入札する場合は、入札権限等に関する様式5「委任状」も併せて提出しなければならない。

ア 入札書の提出年月日

イ 入札金額

ウ 入札参加者本人が入札する場合は、その住所及び氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）

エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）並びに当該代理人の氏名

(2) 入札参加者等は、紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には氏名（法人の場合は、その名称又は商号）を朱書し、外封筒の封皮には「**令和4年6月2日（木）開札 情報連携プラットフォーム整備計画策定業務委託入札書在中**」と朱書しなければならない。

(3) 再度入札は2回行うので、入札参加者等は、それぞれの中封筒の封皮に「入札書」、「再度入札書（1回目）」、「再度入札書（2回目）」及び「入札辞退書（途中で辞退する場合にその旨）」の区別を記載し、併せて提出しなければならない。また、最初の入札で落札となった場合は、不要となった「再度入札書」等の封筒は発注者側で処分する。

(4) 入札書の首標金額を訂正したものについては無効となる。

(5) 入札参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(6) 入札参加者等は、仕様書に明記した一切の諸費用を含めた上で、その総額において入札金額を見積もること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札参加者等は、別紙6「契約書（案）」に基づき、契約金額の支払方法等の契約条件を十分考慮した上で、契約金額を見積もること。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ただし、(8)及び(9)は電子入札システムを利用する場合、(10)から(12)は紙媒体の入札書を郵送もしくは持参する場合に限る。

(1) 入札に参加する資格のない者がしたもの

(2) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの

(3) 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率によ

- る額に達しない者がしたもの
- (4) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - (5) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの
 - (6) 明らかに連合によると認められるもの
 - (7) 虚偽の確認申請書を提出した者がしたもの
 - (8) 電子証明書を不正に使用したもの
 - (9) 入札書が指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかったもの
 - (10) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - (11) 入札書が指定の日時までに指定の場所に到達しなかったもの
 - (12) その他、この公告に示す事項に反したものの

12 開札の執行

(1) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年6月2日(木) 午前11時

イ 場所

埼玉県企画財政部行政デジタル・改革課

(2) 注意事項

開札は、電子入札システムにより行うため、立会いは不要である。

13 プレゼンテーション審査の実施

プレゼンテーションによる審査を**令和4年6月6日(月)～10日(金)**のいずれかで行う予定である。時間、場所等の詳細は、参加者数などを踏まえて変更することもありうるため別途通知する。プレゼンテーション審査に応じない入札参加者は失格とする。

14 落札者(落札候補者)の決定方法

- (1) 財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行い、入札説明書の技術評価項目書の必須項目をすべて満たした提案をした者の中から、「4 総合評価に関する事項」で定める総合評価の方法をもって落札者の決定をする。
- (2) (1)において、「評価値」の最も高い者が2者以上あるときは、技術点の最も高い者を落札者とする。技術点が同じ場合は必須項目の技術点の高い者を落札者とし、それでも同じ場合には、くじにより落札者を決定する。
- (3) (2)において、くじにより落札者を決定する場合は、電子入札システムから入力した又は入札書に記載した3桁のくじ番号により電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (4) (3)において、入札書にくじ番号を記載していない者があるときは、

- 立会い職員がこれに代わってくじ番号を入力し、落札者を決定する。
- (5) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、すべての入札者に通知する。
 - (6) 落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。
 - (7) 開札の結果、入札参加者等の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で有効な入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
 - ア 再度入札を行う場合は、電子入札システムを利用した入札参加者に、電子メールにより再度入札の通知が届くので、通知に従い、入札書提出の操作を行うこと。
 - イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参した入札参加者等は、入札書提出時に、既に再度入札分を含めて提出済みであるため、再度入札の手続きは必要ない。

15 落札者の決定通知

- (1) 落札者の決定は、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、すべての入札者に通知する。

落札者の決定は電子入札システムにて通知する。ただし、電子入札システムの利用を行っていない者は書面にて通知する。
- (2) 落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。
- (3) 開札の結果、入札参加者等の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で有効な入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
 - ア 再度入札を行う場合は、電子入札システムを利用した入札参加者に、電子メールにより再度入札の通知が届くので、通知に従い、入札書提出の操作を行うこと。
 - イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参した入札参加者等は、入札書提出時に、既に再度入札分を含めて提出済みであるため、再度入札の手続きは必要ない。

16 低入札価格調査制度の適用

- (1) 本件調達は、地方自治法施行令第167条の10第1項に基づく低入札価格調査制度を適用する。落札者の決定に係る調査基準価格の110分の100の価格未満の入札を行った入札参加者は、その調査に当たっては協力しなければならない。

17 契約書の作成

- (1) 契約書を2通作成するに当たり、提案書が追加で2部必要となるので、落札者は決定通知後、速やかに提案書を2部追加提出すること。
 - ア 契約書2通作成し、双方各1通を保管する。
 - イ 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

ウ 埼玉県知事が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

18 実務上の留意事項

- (1) 入札参加者等又は契約の相手方が本件の調達に関して要した費用は、すべて当該入札参加者等又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札後に仕様書等に係る不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 入札執行権者
所属の名称： 埼玉県企画財政部行政・デジタル改革課
職・氏名： 課長 山口 達也
- (4) 本件調達に関する担当窓口
〒330-9301
住 所： 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
(埼玉県庁本庁舎2階)
機関名： 埼玉県企画財政部行政・デジタル改革課DX推進担当
担 当： 村上 剛史
電話番号： 048-830-2442 (直通)
F A X： 048-830-4712
メール： a2440-11@pref.saitama.lg.jp
- (5) 確認通知書を受理した後、入札完了までに入札を辞退する場合は、次のいずれかの方法により行うこと。
 - ア 電子入札システムを利用する場合
令和4年6月2日(木) 午前10時30分までに、電子入札システムから辞退処理を行う。
 - イ 紙媒体の入札辞退届を郵送する場合
令和4年6月1日(水) 午後5時までに、18(4)の担当窓口へ郵送の旨を連絡の上、様式6「入札辞退届」を(4)の場所に書留郵便にて郵送すること。なお、期限内に必着すること。
 - イ 紙媒体の入札辞退届を持参する場合
令和4年6月2日(木) 午前10時までに、様式6「入札辞退届」を(4)の場所に持参する。
- (6) システム障害又は天災が原因の停電等で入札及び開札事務が処理できない場合は、入札及び開札の延期、紙媒体の入札書を使用して行う入札への移行等の措置を講ずるものとする。
なお、上記の場合は、電話、F A X、埼玉県ホームページ等により、必要な事項を連絡するものとする。
- (7) 提出できる提案は、1参加者につき1件までとする。